

〔研究ノート〕

青森町「杉畑」の成立と変遷

はじめに

一 安定寺の成立と「杉畑」

二 設置当初における「杉畑」の機能

(一) 「御用」への活用

(二) 元禄期の森林をめぐる藩の動向

三 「杉畑」の取り上げ

おわりに

はじめに

近世弘前藩領において、青森町は上方向けの米穀を送る専用の港を擁した町として、「九浦」の一つに位置づく要地であった。⁽¹⁾この青森町を描いた絵図のうち、明治初年に成立したといわれる「九浦外町絵図」所収の「青森之図」(青森県立郷土館所蔵、口絵7・「図1」参照)をみると、「杉畑」と呼ばれる一帯が確認できる。この「杉畑」は、天明三年(一七八三)の青

青森町「杉畑」の成立と変遷

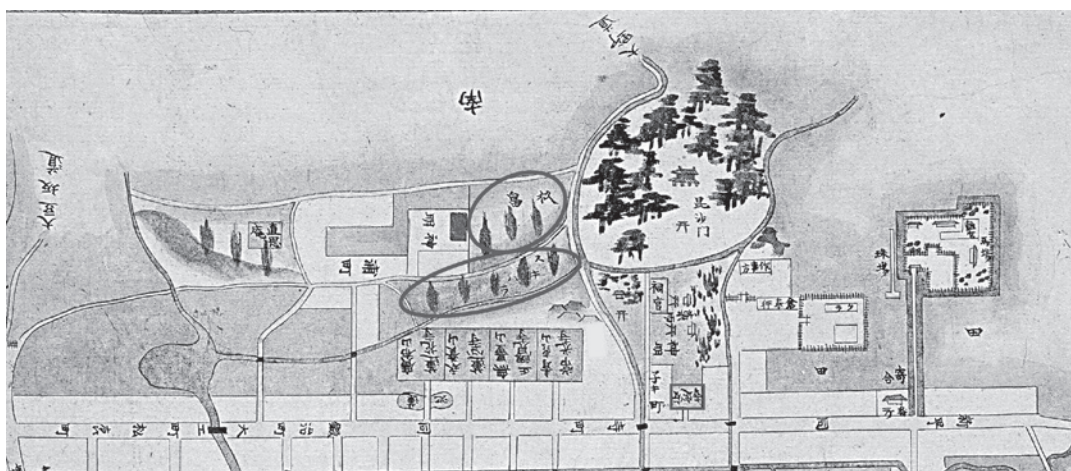
萱場 真仁

森騒動の際、打ちこわしに参加した町方の者たちの集会場としてその名が知られるところだが、⁽²⁾元来は青森町に位置する安定寺が管理していた場所であった。

この「杉畑」と安定寺の関係について、青森市編『青森市史』第一〇巻 寺社編(国書刊行会、一九八二年)には、以下の通り記されている。

〔参考資料一〕⁽³⁾

安定寺は黒石藩円覚寺隠居釈念西和尚の創開である。初め念西和尚は青森町に寺院建築すべき計画であった。当時、津軽藩は本願寺東派を援助し、西派の勢力を得るを欲せなかったため、念西和尚の寺院創立の希望が実現しそうもなかった。そこで念西和尚は元禄六癸酉年四月、青森町奉行屋敷の後方杉畑へ一字を建立し、同年七月二十八日より円覚寺道場として開基した。杉畑とは念西和尚が藩の許可を得て杉を植栽した場所であり、現在の青森市役所一帯の地をいうのである。即ち元禄十二年乙卯年四月、青森砂取場へ念西和尚は将来寺院の維持のため、杉苗の養成と杉樹を植えるべく杉苗栽培地として貸下げられた土



〔図1〕「九浦外町絵図」より「青森之図」(青森県立郷土館所蔵)を加工引用
丸枠で括った箇所が「杉畑」、四角枠で括った箇所が「安定寺」の位置である。

地である。

後述する通り、元禄期(二六八八―一七〇四)段階での黒石円覚寺の住持は西玄であり、「杉畑」の成立年代も正確には元禄六年のため、『青森市史』に記されている右の記述にはやや齟齬があると思われる。しかし同書によれば、「杉畑」は安定寺が成立する契機となった場所として位置づけられている。

従来、この安定寺については、工藤大輔氏による研究成果がまとめられており、安定寺成立に至るまでには黒石円覚寺によるスギ苗畑の設置がその前提にあること、さらには弘前藩領において浄土真宗西本願寺派寺院が存在しなかったことを理由に、少なくとも藩が公式に安定寺の寺号を認めることは正徳元年(一七一二)まではなかったことを指摘している。⁽⁴⁾

安定寺は弘前藩領において数少ない浄土真宗西本願寺派寺院であり、そのため史料の制約も多い。したがって工藤氏の研究は、そうした制約のなか黒石円覚寺によるスギ苗畑の設置から安定寺の寺号獲得、さらにはそれをめぐる藩と安定寺との関係に至るまで詳細に検討しており、弘前藩領における同寺の位置づけを考えるうえで非常に有益な成果であるといえる。

一方で、安定寺成立に至るまでの経緯が詳細である反面、そもそもなぜ同寺の前身である黒石円覚寺が、青森町に「杉畑」をはじめとするスギ苗の育成畑を設置するようになったのかについての考察は不十分と言わざるを得ない。また断片的ではあるが、このたび弘前藩の藩政史料である『弘前藩庁日記』のうち、国許の状況についてまとめた「国日記」(弘前市立弘前図書館所蔵、以下「国日記」と略記)に、「杉畑」が設置されてから暫く後の、同地の変遷を明らかにし得る記事を発見した。

そこで、本稿では先述の課題を受け、安定寺成立の前提となった「杉

畑」がなぜ当該期に設置されたのか、その背景を考察するとともに、その後の「杉畑」の変遷について紹介したい。

なお、本稿で引用する史料には、筆者の方で読点を打ち、旧字体・異体字は適宜新字体に改めた。史料中の傍線や記号も筆者による註記である。

一 安定寺の成立と「杉畑」

最初に安定寺について、その成立と同寺による「杉畑」の設置について確認しておきたい。なお先述の通り、安定寺成立に至るまでの背景については、工藤大輔氏による研究が詳しいので、本章はそれに依拠する形で述べることにしたい。

青森町安定寺は、元禄一六年（一七〇三）に京都西本願寺から寺号を受け、同寺の末寺として成立した。しかし、その一〇年前の元禄六年七月二二日、黒石円覚寺の西玄が青森町奉行屋敷の後方にスギ苗育成用の畑の設置を願い出た結果許可され、同地の「杉守」としてその管理を担うようになった。これが、安定寺成立の契機として捉えられている。

実は、黒石円覚寺はそれ以前から青森町へ屋敷を構えようと画策していたようで、古くは貞享五年（一六八八、元禄元年）からそのような動きを見せ始めていたことが、「国日記」の記事から判明する。⁽⁶⁾ 貞享五年の段階では「寺屋敷」の設置のみを西玄は願い出していたが、元禄三年になると、青森町の空地に念仏堂を建て、そこで地子を収めながら隠居生活すること、さらにはスギ苗などの「御用」があれば藩に苗を差し上げるようにすることを理由に、同町への屋敷設置を再度願い出ている。しかし、この願い出は家老たちのところで却下されてしまい、⁽⁷⁾ 西玄の願い出がこの段階で実現

することはなかった。

黒石円覚寺は京都東本願寺を総本山とする浄土真宗大谷派の寺院で、もともと慶長一一年（一六〇六）に念西という人物が弘前に円明寺を開基し、同人が明暦二年（一六五六）に黒石へ隠居した際、その翌年に同地へ建てた輪長庵をもとにした寺院であった。そしてその後、寛文一〇年（一六七〇）に二世西玄の代に「円覚寺」の寺号を得たといわれている。⁽⁸⁾ 西玄が一七世紀末に青森町へ進出しようとした理由は定かではないが、黒石円覚寺も念西が隠居した後に建立した庵をもとにしていること、さらには西玄自身も隠居のために青森町で念仏堂を建てたいと願い出ていることなどを考慮すると、自分たちの将来的な拠点を広げる目的があったと推測される。

いずれにしても、西玄はこれ以後も青森町へ屋敷地設置のために願い出を続け、元禄六年正月には青森の柳町にスギ苗を育てるための畑を貸与され、この地が後に「杉畑」と称されるようになる場所と考えられる。そして先述の通り、同年七月には青森町奉行所の後方にも、スギ苗を育てることが許可された。西玄は元禄一二年（もしくは同一四年）に亡くなったとされるが、その後も青森町に黒石円覚寺のスギ苗畑が設置されたり、そこで育てられたスギ苗を周辺に植えたりするようになっていった。たとえば、元禄一二年には浦町の砂取場もスギ苗を育てるための場所として藩から貸し与えられ、⁽⁹⁾ 同一五年には黒石円覚寺によって育てられた一万七千二百〇本分のスギ苗が、油川組石神村の山々や新城村白旗山などへ植えつけられている。⁽¹¹⁾

このように黒石円覚寺は、元禄三年ごろから青森町における隠居所の建立とともに、スギ苗畑の設置を同地で願い出るようになっていった。隠居所の建立は依然として叶えられなかったものの、黒石円覚寺によるスギ苗

畑の範囲は、青森町周辺において徐々に拡大されていったことがうかがえる。

西玄没後、その子である教知(教智)もまた「杉守」として青森町へ来ることとなったが、元禄一六年に教知は、従来の東本願寺ではなく西本願寺から寺号と木仏を申し受け、ここに西本願寺の末寺として「安定寺」が成立することとなった。教知が東本願寺ではなく西本願寺から寺号を受けた理由は判然としないが、同人は西玄の代に貸し与えられたスギ苗畑内の屋敷を庵と認識し、それを根拠にこのとき寺号を得たのであった。

しかし藩の寺社奉行は、この屋敷があくまで「杉守」を置くためのものであったと主張し、藩領の浄土真宗寺院を統括する真教寺が真宗大谷派であること、そしてこれまで西本願寺派の寺院が弘前藩領内において存在しないことを理由に、安定寺の寺号を認めることはなかった。

その後、正徳元年(一七一二)四月に作成された「寺社領分限帳」にも安定寺の名前はみられず、同年七月には真教寺を通じて東本願寺からも教知が西本願寺派とならないようにしてほしいという要望が出されている。したがって、この段階においても安定寺の名称は公式に認められていなかったことがうかがえる。

藩が安定寺の寺号を使用するようになるのは、元文四年(一七三九)三月二九日の「国日記」内の記述からで、恐らく正徳元年から元文四年までの間に安定寺は公式にも認められるようになったと考えられるが、史料の制約からこの点についてはまだ明らかにされていない。

以上のように、青森町の安定寺は黒石円覚寺の西玄が自身の隠居所として屋敷地を構えるべく、スギ苗畑の設置を契機として同所へ進出していった結果、次第に成立していったことがわかる。西玄が自身の隠居所として

青森町を選んだ理由は定かではないが、将来的に自身の隠居所を一つの寺院として開基することを想定した行動であったことが考えられる。その前提として、黒石円覚寺による青森町へのスギ苗畑の設置は、これまで述べられてきたように、安定寺成立の契機として位置づけることができるだろう。

そこでやはり疑問に残るのは、黒石円覚寺が青森町へ進出する際、そもそなぜスギ苗畑の設置をおこなったのかということである。このことについて考えるため、次章では当時の藩領における森林をめぐる動きも併せてみていきたい。

二 設置当初における「杉畑」の機能

(一) 「御用」への活用

黒石円覚寺の由緒について記した「円覚寺什物覚」によれば、同寺の青森町進出の経緯について、以下の通り記されている。

〔史料一〕⁽¹²⁾

右西玄ニ男子二人有り、及ヒニ歳老ニ陰居之有ニ心掛ニ、多ク屋敷之内江杉苗付置、弘前公儀江数万本指上ケ申候、猶又黒石公儀江数万余指上ル、温湯村五郎右門ト申山役人貰参ル、則七八寸ヨリ二尺迄同人山江植付候由、

弘前公儀江申立、青盛柳町之裏砂取場空地申受候、此時弘前寺社役人町田五兵衛ト申候、則被仰付畑申受、杉苗数万本植付候所、土地悪ク候故、多朽レ申候、然トモ三万本余付成木候、然ル所又別地一所申受

陰居願ヒ□申、則青盛江庵室建立致シ、兄教智召一人召連致シ三本堂
住居建立ニ則青盛住居、当寺者弟道智受□シ致シニ相統一候、

〔史料二〕傍線部によれば、青森町へスギ苗畑を設置する以前より、黒石円覚寺の西玄は屋敷のなかにスギ苗を植えつけ、それを「弘前公儀」津軽本家や「黒石公儀」黒石津軽家へ二―三万本分ほど提供していたという。ここからは、円覚寺にはもともとスギ苗を育成する技術があり、津軽家へそれらを差し出したことを背景として、青森町進出の際もスギ苗畑を設置したことがうかがえる。

円覚寺がこの時期にスギ苗の育成をおこなった理由については、前掲の『青森市史』や一戸岳逸編『青森寺院志』(歴史図書社、一九七六年復刊)のなかでも紹介されており、これらによれば、安定寺の「寺院の維持基金」や「将来寺院の維持」⁽¹⁴⁾のために、スギの植林と「杉畑」の成立をおこなったとされている。

しかし、〔史料二〕傍線部では元来円覚寺内でスギ苗を育て、それらを「弘前公儀」や「黒石公儀」へと提供していたとあるため、単に自身の「寺院の維持」のみを目的としてスギ苗の育成をしていたとは考えにくい。そこで、以下に青森町へスギ苗畑を設置した後、円覚寺から出された願書を示してみたい。

〔史料二〕⁽¹⁵⁾

一 円覚寺書付ニ而町田五兵衛を以申立候者、拙僧儀元禄六酉年正月申旬、青森柳町之内杉苗畑申立、当年迄五年歩之内取立申候処、長サ三尺五寸より式尺迄之杉苗六万九千餘、外二三四寸之苗壹万式千、都合八万餘御座候、青森近在野山数多御座候ニ付、申立植置末々御用ニ茂相立申様可仕与奉存候得共、亥之年御領分中不作仕候付不申立、延引

青森町「杉畑」の成立と変遷

仕罷在候、然所右之杉苗、来春何方江茂賦植置不申候得者、大分損申候間、杉苗植所見分仕候処、浦町組之内能場所御座候間、則絵図仕差上申候被仰付様奉願候、畑御年貢上納之儀ハ拙僧勝手不如意者御座候間、御赦免可被成下候、杉畑之儀者御用次第段々取立、不残差上可申候、右之趣宜被仰上之旨可申立候、

第一章でも述べた通り、西玄は元禄六年正月申旬より、青森町の柳町にスギ苗を育成する畑を五年の期限付きで設置した。五年の期限付きという点からは、同地が藩から貸与されたことがうかがえるが、〔史料二〕によれば、西玄は当時この地に三尺五寸(約一・五メートル)―二尺(約六〇センチメートル)のスギ苗を六万九千ほど、それ以外に三―四寸(約九―十二センチメートル)の苗を一万二千ほど育てることができたという。そこで傍線部に示した通り、西玄はこれらスギ苗が将来的に「御用」として用いられるほどのスギ材となるよう、青森の近郊に数多く存在する野山へ植林を実施しようとしていたようである。しかし、元禄八年の凶作によって植林を延期せざるを得なくなってしまう、来年の春までに植付をしなければスギ苗にも支障が出てしまうと述べた。これを受け、西玄はスギ苗を植えつけるのに適した場所を自ら調査し、浦町組のなかに適した場所をこのたび見つけたため、その場所を絵図に仕立てて提出させてほしいと願ひ出たのであった。

西玄のこのときの願ひ出は、最終的に絵図に仕立てた場所へスギ苗畑を設置することを目論んだものであったと考える。その結果、元禄一二年には「去年浦町組之内少々植付、御公儀様江差上申候」⁽¹⁶⁾とあるため、〔史料二〕の願ひ出は許可されたものと思われる。加えて同年、従来貸与されてきた畑地が少なく、スギ苗を育てたとしても割り当て兼ねるので、浦町組

のうち砂取場となっていた場所をさらにスギ苗畑として貸与させてほしいと願ひ出ている。このことを考えると、やはり黒石円覚寺が青森町周辺においてスギ苗畑の範囲を徐々に拡大させていったことは明白である⁽¹⁷⁾。

以上のように、円覚寺が設置したスギ苗畑は、同地で育成したスギ苗を藩へ付与することで、将来的に御用材へ活用することを想定したものであったことがうかがえる。青森町進出以前からも、円覚寺は津軽家に対してスギ苗を付与する動きがあったようだが、そうした動きは青森町へ進出してからはより顕著にみられるようになった。

(二) 元禄期の森林をめぐる藩の動向

黒石円覚寺のこのような行動背景には、弘前藩領の森林をめぐる動向が大きく関わっていると考えられる。たとえば、円覚寺が青森町へスギ苗畑設置を初めて願ひ出る前年の元禄二年(一六八九)一〇月四日には、弘前藩江戸藩邸から以下の通達が出されていることが確認できる。

〔史料三〕⁽¹⁸⁾

覚

一 於三江戸一松・杉之類諸事御勘略之儀被ニ仰出、山々茂伐尽不レ申様ニとの御いたはり之御事、下々迄有難次第二候、御国ニ而只今迄結構成家材木・薪等ニ伐候、段々御領内之山も薄成候ニ随ひ、道程も延、人力茂多懸り候得者御国之内ニ而も高直ニ罷成、皆下々痛与成申事ニ候、旁以向後ハ御国ニ而大成木を薪ニ仕候、右之木之類御国家作ニ遣、只今迄致ニ家作ニ候松葉ハ伐取不レ申様ニ可レ仕候事、

(中略)

一 右之通被ニ仰出候事、作事仕候者之手支ニ不ニ罷成ニ様ニ可レ仕候、御国繁盛仕、御家中・寺社・町方・在々共ニ家作宜仕候段ハ少も不レ苦、上ニ茂御機嫌之事候、弥以御厭不レ被レ遊候得共、只今迄ハ御国材木沢山有レ之ニまかせ、端々ニ有レ之小家其外勝手向迄結構成材木遣申ニ付、其段ハ此已後用捨仕候様ニと、是以末々下之成立、御国之山々も続、御用私用共に相滞不レ申様ニと被ニ思召ニ候而之御事ニ候、誠下々迄有難次第二候、

右之趣今度被ニ仰出ニ段、從ニ江戸表ニ申来者也、

元禄二巳年十月四日

この通達は、次の年から献上用の贈物を載せる台や箱、さらには高札に用いる木材としてヒバやスギなどを用いることがないよう、全一二条にわたって定められた規則とともに江戸藩邸から伝えられたものである。国許に届けられてからは、寺社奉行から勘定奉行へと渡され、その後青森町奉行へも伝えられた。そして、同年一〇月一〇日には町奉行所から町年寄の松井四郎兵衛⁽²¹⁾らにも宛てられ、町の者たちにもこれら事項を遵守するよう、松井四郎兵衛からも伝達せよと命じられている⁽²²⁾。

通達の内容をみると、当時は領内の山々に多くの木々が繁茂していたこともあり、それに任せて家作用の木材が多く伐り出されたとしている。その結果、「段々御領内之山も薄」くなってきたため、今後はヒバやスギなどを伐り尽くさず「御いたハ」るよう、これらの樹種を家普請用の木材として使用しないように通達している。

林政史全体の流れをみると、一七世紀は江戸幕府が開府され、全国に大名が配置されたことによって、城下町の建設や寺院の造営が進展した時期

であった。しかし、それとともに森林資源の乱伐も進行し、一七世紀半ば以降になると、諸藩ではその対策が次第に講じられていくようになっていった。⁽²³⁾ 弘前藩でも、寛文期（一六六一～七三）から津軽半島における「留山」「明山」の区別が定められるようになったり、領内の森林が地域ごとに分けられたりするなど、林政機構・制度の構築がこの時期からされるようになっていった。⁽²⁴⁾ このことを考慮すると、当該期の森林資源の枯渇に対して伐採制限をかけようとしていたことが〔史料三〕からうかがわれる。

さらに、〔史料三〕で示したような伐採制限に加えて、同時期から領内において藩が植林を実施していたことも指摘できる。

〔史料四〕⁽²⁵⁾

一 今日式日ニ付郡奉行差出候書付左ニ記レ之、

乍レ恐以ニ書付ニ申上候、御郡中田畑ニ不ニ罷成ニ候野山、何れ之陸ニ不ニ罷成ニ場所江当年より松・杉村切ニ植付候様ニ可ニ申付ニ与奉レ存候、近年所々ニ松・杉植付置候所段々成立、最早御用ニ茂相立候様に罷成候、尤右松・杉植付候得者雑木茂自然与生出申儀御座候、左候得者末々御用木并為ニ諸民之ニ茂可ニ罷成ニ与奉レ存候、如何可レ被ニ仰付ニ候哉奉レ窺候、則植立様之訳別紙ニ書付差上申候、以上、

元禄六 癸酉 四年正月十九日

齋藤甚右衛門

樋口善兵衛

対馬万右衛門

〔史料四〕は、郡奉行から藩に提出された伺書である。これによれば、近年マツ・スギの植林を実施したところ次第に生育し、これらが「御用」にも活用できるほどの状態になってきたとしている。加えて、こうしたマ

ツやスギの植林をおこなうことによって、雑木も自然と出生するようになってきたことを、郡奉行たちは併せて指摘した。そこで彼らは、これら木々がいずれ藩用の木材のみならず「為ニ諸民之ニ」にもなるとして、新たに領内の野山や陸路にならないような場所に対し、村ごとにマツ・スギの植林を実施してはどうかと提案したのであった。

実際に、元禄三年ごろからマツの植林を実施するに際して精勤した者には褒賞として米が下されるようになるなどの動きが領内ではみられるため、〔史料四〕で示されるよりも前から、藩では植林を志向する動向があったと考えられる。〔史料四〕で示した元禄六年以後は、郡奉行らを中心に、以前にも増して植林が実施されるようになっていくことも確認することができ、⁽²⁷⁾ 実際に元禄一五年には、円覚寺が青森町にて育てたスギ苗が、周辺の山々へと植林されている。

これらを踏まえると、黒石円覚寺西玄は、自身の拠点進出に際し、当時の森林資源枯渇に応じた藩の伐採制限と植林に対応した動きを取っていたと考えられる。円覚寺が以前からスギ苗を育成する技量を持ち合わせていたことや、それらスギ苗を津軽家中へ提供する関係にもととあったのかということについても今後検討する必要があるが、いずれにしても、黒石円覚寺は青森町へのスギ苗畑の設置・拡大を契機として、同町において独立した寺院を成立させるための布石としていた可能性は否めないだろう。

森林資源枯渇に応じたスギの植林を目的に円覚寺が設置した「杉畑」は、その後実際に周辺の山々における植林に用いられ、安定寺が成立した後も暫く同寺における管理が続けられていたようである。ところが、一八世紀後半に入ると、この「杉畑」をめぐる大きな変化がもたらされることになった。

三 「杉畑」の取り上げ

青森町「杉畑」に突如として変化が訪れたのは、寛政四年（一七九二）のことであった。同年九月二一日に、山方吟味役より以下の意見が、当時家老であった津軽主水へと出されている。

〔史料五〕

一 山方吟味役申立候、青森町領杉畑古来より塩風防方に付被仰付候由、其頃より同所安定寺江御預被仰付候之處、数年来植付等茂不致伐取候故、此節ハ野原同様ニ相成、畑方同様発シ候体にて其俣被差置候而者、追々伐尽ニ相成、左候而ハ田畑之防方ニ茂相成不申候ニ付、同寺見縫^{（マ、縫）}にてハ往々盛木之姿相見得不申候ニ付、同寺より御取上之上同町江御預、見継仕立共被仰付度儀申出之達、主水申出之通申付旨、青森町奉行江申遣之、

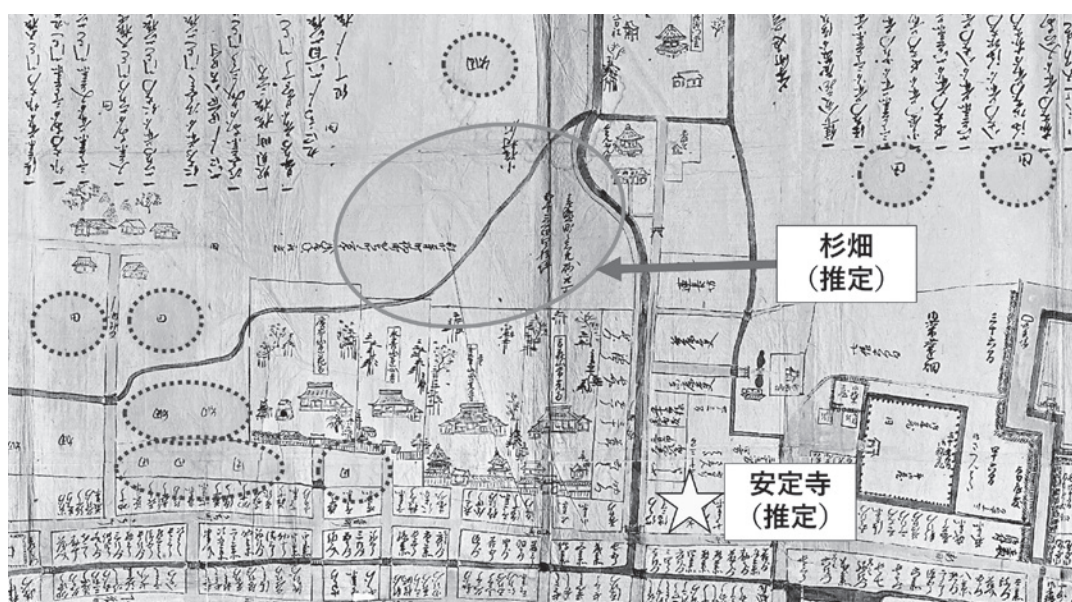
山方吟味役によれば、青森町の「杉畑」は「古来」から潮風を守るために設置されてきたものであるとしている。従来、その場所は安定寺に預けられてきたが、同寺は数年間植林を怠ったうえに木々の伐採をし続けてきたため、当時は野原、もしくは畑を起こしたままのような状態になってしまっていたという。したがって、このままでは同地の木々は枯渇し、潮風の被害から田畑を守ることができなくなると山方吟味役たちは危惧している。そこで、同役は安定寺の管理では将来的に同地の植林は見込めないと判断し、安定寺から「杉畑」を取り上げ、同地の管理を青森町に移行させるようにしたいと述べた。家老津軽主水はこの旨を了承し、「杉畑」の管理を青森町全体へ移譲することを青森町奉行へと伝達した。

山方吟味役がいう「古来」というのが具体的にいつのことなのかその詳細は判然としないが、〔史料五〕によれば、黒石円覚寺が当初設置した「杉畑」の役割は、一七世紀末から一八世紀にかけて大きく変化していったことがうかがえる。具体的には、「御用」となるべきスギ苗の供給地から、潮風の被害から田畑を守る防風・防潮林の役割へ変化していったといえる。この変化が安定寺や藩による意識的なものなのか、あるいは偶然に木々が繁茂した結果、防風・防潮林のような形になっていったものなのか、それを明らかにし得る確たる史料は今回見当たらなかった。しかし、この時期に「塩風防方」「田畑之防方」を理由として藩が安定寺による管理のあり方を問題視し、そのうえで介入したことには極めて重要な意味があると考ええる。

弘前藩では、一八世紀半ば以降になると、次第に森林資源の枯渇が前代にも増して顕著になり、「田地用水」にまで影響を及ぼし始めるようになっていた。³⁰藩はこれに対し、森林取締の強化と村々の手による管理・植林への変化など、林政のあり方を転換することを目指していたが、その矢先に天明飢饉が発生してしまい、領内の森林は荒廃してしまった。

そこで弘前藩では寛政三年に、従来郡奉行・大目付の支配だった山奉行を独立させ、その下に山方吟味役・山方締役などの諸役が配置することにより、林政担当部局としての「山方」を成立させた。³¹以後、弘前藩では「山方」を主導とした林政の展開がみられるようになるが、当該期から木材を生産するための森林のみならず、田畑の耕作を支える水源涵養林や、「屏風山」をはじめとする防風・防砂林についてもより徹底した取り締まりの方針を打ち出すようになっていく。

なお、貞享元年（元禄元年（一六八四）八八）にかけて成立したとされる



〔図2〕「青森町絵図」(弘前市立博物館)を加工引用

丸実線枠で括った箇所が「杉畑」の推定位置。丸点線枠で括った箇所には、「田」や「畑」と記されている。

「青森町絵図」(弘前市立博物館所蔵〔図2〕参照)をみると、後の「杉畑」と推定される場所の周囲には田畑が位置しており、これら田畑を塩風の被害から守るため、「杉畑」が次第に位置づいていったと推測される。寛政四年に「杉畑」の管理を安定寺から青森町へと変更したのも、木材生産のみならず、「塩風防方」「田畑之防方」に係る森林の重要性を藩がこの期から認識し始めていたためであると考えられる。

おわりに

本稿では青森町に位置していた「杉畑」について、その成立の背景と変遷について考察してきた。「杉畑」は元来、黒石円覚寺が青森町へ進出する際の拠点として、藩の森林資源枯渇に伴う植林の展開と関与する形で成立したと考えられ、同地で育てたスギ苗は藩の「御用」として活用されることを円覚寺側は企図していた。以後、そうした動向を背景に、円覚寺はスギ苗畑を青森町周辺に設置・拡大し、同町に安定寺を成立させる端緒となっていた。

しかし、天明飢饉を経た後、林政担当部局として「山方」が成立するようになると、田畑耕作を支える森林の役割が以前に増して重要視されるようになり、「杉畑」の管理を担っていた安定寺は同地の管理不行届を理由に、その管轄から外されることになった。これらの点から、「杉畑」の成立と変遷には、弘前藩林政の展開と大きく関係していることがうかがえる。

その後、青森町全体の管理となった「杉畑」がどのようなものになったのかについては、『青森市史』に興味深い記述が以下の通りみられる。

〔参考資料二〕⁽³²⁾

杉畑は明治四年、青森監獄となったが、獄舎建築に杉千八百余本を伐ったというから、杉畑は如何に繁茂していたか知ることができる。

開山念西和尚の先見の明に敬意を表し、同寺の維持経営を末世まで守った。

傍線部に示した通り、明治四年（一八七二）にかつて「杉畑」が存在していた地に青森監獄が建てられることになり、そこで使用される木材には同地のスギが伐り出されたとしている。「青森市史」に記されていることが正しいとすれば、同地には明治初年の段階まで多くのスギが林立していたことになる。

安定寺の管理から青森町の管理へと移った後、幕末に至るまでどのような変遷をたどったのか、そして実際に青森町がどのような管理体制を敷いていたのかについては、今後も史料調査を進めるとともに、筆者の研究課題としておきたい。

註

- (1) 長谷川成一『弘前藩』（吉川弘文館、二〇〇四年）、七四～七六頁。
- (2) 「新編弘前市史」編纂委員会編『新編弘前市史』通史編二（近世一）（弘前市企画部企画課、二〇〇二年）、一七二頁、岩田浩太郎『近世都市騷擾の研究―民衆運動史における構造と主体―』（吉川弘文館、二〇〇四年）、四一九～四二〇頁等を参照。
- (3) 青森市編『青森市史』第一〇巻 寺社編（国書刊行会、一九八二年）、四六〇頁。
- (4) 工藤大輔「〔研究ノート〕弘前藩領における浄土真宗本願寺派寺院の成立に關するノート」（『市史研究おもしろ』八、二〇〇六年）、同「〔北方史の中の津軽数少ない西本願寺派』（『陸奥新報』二〇一一年四月四日、朝刊所収）、同「浄土真宗本願寺派のお寺・安定寺」（『あおもり歴史トリビア』第一九二号、二〇二五年

一月二〇日最終閲覧、<https://www.library.city.aomori.aomori.jp/aomoricity-history/trivia/101-192.pdf>等。

- (5) 「国日記」、元禄六年七月二一日条。
- (6) 「国日記」、貞享五年八月七日条。
- (7) 「国日記」、元禄三年一〇月二六日条。
- (8) 虎雄俊哉編『日本歴史地名体系二 青森県の地名』（平凡社、一九八二年）、四二二頁。
- (9) 本文掲載（史料二）に同じ。
- (10) 「国日記」、元禄二二年四月一〇日条。
- (11) 「国日記」、元禄一五年六月二六日条。
- (12) 「円覚寺什物覚」（黒石市編『黒石市史』資料編一（寺社・金石文）（黒石市、一九八五年）、七五～七六頁所収）。
- (13) 一戸岳逸編『青森寺院志』（歴史図書社、一九七六年復刊）、一二九頁。
- (14) 前掲註三に同じ。
- (15) 「国日記」、元禄一〇年七月二日条。
- (16) 前掲註一〇に同じ。
- (17) 同前。
- (18) 「御條目並町中江申渡控」（農林省編『日本林制史資料 弘前藩』（朝陽会、一九三三年）、八〇～八一頁所収、以下同書は『林政史資料』と略記）。
- (19) 史料上の表記は「松」であるが、ヒノキはその植生分布上、日本では東北部（福島県以南）が限界であるため、弘前藩における「松」はそのほとんどがヒバ（ヒノキアスナロ）であるとされている（黒瀧秀久『弘前藩における山林制度と木材流通構造』（北方新社、二〇〇五年）、二五頁等を参照）。
- (20) 前掲註一八、七九～八〇頁所収。
- (21) 「新編弘前市史」編纂委員会編『新編弘前市史』通史編二（近世一）（弘前市企画部企画課、二〇〇二年）、三四七頁等を参照。
- (22) 前掲註一八、同頁。
- (23) 太田尚宏「森林政策から見た『徳川三百年』（徳川林政史研究所編『森林の江戸学』（東京堂出版、二〇一二年）所収）、一八～四三頁を参照。

(24) 拙著『近世・近代の森林と地域社会』(吉川弘文館、二〇二二年)、二四―三二頁等を参照。

(25) 「元禄六年日記」(『林制史資料』、八九―九〇頁所収)。

(26) 「元禄三年日記」(同前、八五頁所収)。

(27) たとえば「元禄十年日記」(同前、一二三頁所収)には、このとき弘前藩の「松守」たちによって、二―三〇万本ほどのマツ苗が五本松村の山々から大釈迦山に至るまで植えつけさせる旨が通達されている。

(28) 「分限元帳」第一(天明四年十月改)(弘前市立弘前図書館所蔵)。

(29) 「国日記」、寛政四年九月二一日条。

(30) 「国日記」、明和五年二月二四日条。

(31) 拙著『近世・近代の森林と地域社会』(吉川弘文館、二〇二二年)、五六―六

〇頁参照。

(32) 前掲註三、四六一頁。

〔附記〕

本稿は二〇二四年七月二〇日に高岡の森弘前藩歴史館において開催された、令和六年度第一回歴史館講座で筆者が講演した内容の一部に加筆・修正を加え、原稿化したものである。講演当日に至るまで、高岡の森弘前藩歴史館学芸員の池ノ谷匡祐氏をはじめとする関係各位には大変お世話になった。また、図版の掲載に際しては、青森県立郷土館の佐藤良宣氏、弘前市立博物館の工藤正智氏より格別のご配慮を賜った。末筆ながら、ここに記して御礼申し上げる。

